

第 1 編 行政法総論

第 1 章 行政法の基礎

問題 1

□□□

司試

H21-21-7

法律による行政の原理の下においては、国が補助金の交付を行う場合には、法律によって補助金交付の根拠を定めなければならない、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律がこれを定めている。

問題 2

□□□

司試

H21-21-1

厚生労働大臣は、隔離を要する疾病が発生した場合には、厚生労働省設置法第 4 条第 4 号、第 19 号に基づき、隔離を要する疾病に罹患した患者について、強制隔離の措置を執ることができる。

(参照条文) 厚生労働省設置法

第 4 条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

五～十八 (略)

十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

二十～百十一 (略)

(以下略)

問題 3

□□□

国総

H12-8-1

租税法律主義の原則の下、租税法律関係においては、法律による行政の原理は厳格に適用されなければならないから、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原則である信義則の法理の適用により、同課税処分を違法なものとして取り消すことが認められる余地はない。

解答1 ✕

法律による行政の原理の内容は、「法律の法規創造力」、「法律の優位」、及び「法律の留保」という3つの原則に分けることができる。「法律の留保」原則の及ぶ範囲については、見解の対立があり、立法実務を支配しているのは、侵害留保説である。侵害留保説によると、補助金を交付するといった給付行政は、国民の権利を制限する侵害的な行政作用ではないので法律の根拠なくできるということになる。本問では、国が補助金の交付を行う場合には、法律によって補助金交付の根拠を定めなければならないわけではない。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、国の補助金支給のための一般的根拠規範ではなく、国が補助金を支給できることを前提として、交付の方法や交付を受けた事業の監督方法等について定めた一般的手続規範であるとされている。

解答2 ✕

侵害留保説によれば、強制隔離の措置は国民の権利を制限する侵害的な行政作用なので、法律の根拠なしに強制隔離の措置を執ることは許されない。そして、ここでいう法律の根拠とは作用法上の根拠であって、組織法上の根拠では足りない。厚生労働省設置法4条4号、19号は組織法上の規範であり、他に根拠規範なく強制隔離の措置を執ることはできない。

解答3 ✕

最判昭62.10.30は、「法律による行政の原理なかんずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係」について、「信義則の法理」の適用には慎重を要し、「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情」がある場合に、信義則の法理の適用があるとしている。課税処分について、信義則の法理の適用の余地がないわけではない。

問題 4

□□□

国総
H15-7-2

パチンコ球遊器について旧物品税法上の課税対象物件たる「遊戯具」に含めるという通達は、当該通達の内容が法の正しい解釈に合致するとしても、約10年間にわたって非課税としての取扱いをしてきた以上、納税者たる国民の法的信頼を保護するという法の一般原則に反することから、当該通達に基づく課税処分は違法であるとするのが判例である。

問題 5

□□□

国総
H15-7-4

地方公務員による退職願は、それ自体で独立に法的意義を有する行為ではないから、これを撤回することは原則として自由であり、退職願の提出を前提として進められた爾後の手続がすべて徒労に帰し、個人の恣意により行政秩序が犠牲になるような結果を導くとしても、退職願を撤回することが信義則に反するとして制限されることはないとするのが判例である。

問題 6

□□□

国総
H18-16-3

旧国民金融公庫は、政府がその全額を出資する公法人であり、旧大蔵大臣の認可、監督、計画、指示の下に、政府の行政目的の一端を担うものであるから、国に対して独立した経済的な利益を有しているとは認められず、国に対して信義則違反、権利濫用の主張をすることは許されない。

問題 7

□□□

国総
H12-8-4

地方公共団体は、将来にわたって継続すべき一定内容の施策を決定した場合でも、同施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることは当然であって、同決定に拘束されるものではない。したがって、同施策が維持されることを信頼して活動を行った者が、その変更により社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被った場合でも、施策の変更自体はいかなる場合も当該地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものではない。

解答4 × 判例は、課税が通達を機縁として行われたものであっても、通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、その課税処分は違法とならないとしている（最判昭33.3.28）。

解答5 × 地方公務員による退職願について、判例は、それ自体で独立に法的意義を有する行為ではないから、免職辞令の交付前はこれを撤回することは自由であるが、信義に反すると認められるような特段の事情のある場合には、その撤回は許されないとしている（最判昭34.6.26）。本肢のような事情は、ここでいう「特段の事情」にあたることから、撤回は許されない。

解答6 × 最判平6.2.8は、「政府から独立した法人として、自立的に経済活動を営むものである」ことを理由として、旧国民金融公庫が国に対して信義則違反、権利濫用の主張をすることを認めた。

解答7 × 最判昭56.1.27は、当該施策の決定が、特定の者に特定内容の活動を個別的・具体的に促し、「その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと信頼し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である。……右のように密接な交渉を持つに至った当事者間の関係を規律すべき信義衡平の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる信頼に対して法的保護が与えられなければならないものというべきである。すなわち、右施策が変更されることにより……社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事情によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるもの」であるとしている。

問題 8

□□□

国総
H19-7-イ

旧自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、登記簿上の農地の所有者を相手方として行うべきものではなく、真実の農地の所有者を相手方とすべきであり、その際、民法第 177 条の規定は適用されないとするのが判例である。

問題 9

□□□

国総
H19-7-ウ

滞納者の財産を差し押さえた国の地位は、あたかも民事訴訟法上の強制執行^(注)における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱いを受ける理由となるものではないので、国税滞納処分として税務署長が行った差押えについては民法第 177 条の規定の適用があるとするのが判例である。

(注) 現在は民事執行法に規定されている。

問題 10

□□□

国般
H12-22-1

現業国家公務員の勤務関係は、国家公務員法が全面的に適用されるいわゆる非現業の国家公務員の勤務関係とは異なり、当事者の自治にゆだねられているから、公法上の関係とはいえない。

問題 11

□□□

行書
H22-10-3

普通地方公共団体が当該地方公共団体の関連団体と契約を結ぶ場合、当該地方公共団体を代表するのは長であり、また相手方である団体の代表が当該地方公共団体の長であるとしても、そのような契約の締結は、いわば行政内部における機関相互間の行為と同視すべきものであるから、民法が定める双方代理の禁止の規定の適用または類推適用はない。

問題 12

□□□

行書
H22-10-5

農地買収処分によって、国が対象となった土地の所有権を取得したのち、第三者が相続により当該土地を取得したとして移転登記を済ませたとしても、買収処分による所有権取得について民法の対抗要件の規定は適用されないから、当該第三者は、当該土地所有権の取得を国に対して対抗することはできない。

解答 8 ○ 最大判昭28.2.18は「農地買収処分は、国家が権力的手段を以て農地の強制買上を行うものであつて、対等の関係にある私人相互の経済取引を本旨とする民法上の売買とは、その本質を異にするものである。従つて、かかる私経済上の取引の安全を保障するために設けられた民法177条の規定は、自作法による農地買収処分には、その適用を見ない」とする。そして、その結果、「単に登記簿の記載に依拠して、登記簿上の農地の所有者を相手方として買収処分を行うべきものではなく、真実の農地の所有者から、これを買収すべきものである」ことになる。

解答 9 ○ 最判昭31.4.24は、「国税滞納処分においては、国は、その有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満足を得ようとするものであつて、滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、この関係において、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱を受ける理由となるものではない。それ故、滞納処分による差押の関係においても、民法177条の適用があるものと解するのが相当である。」とした。

解答 10 × 判例（最判昭49.7.19）は国家公務員の勤務関係を「基本的には、公法的規律に服する公法上の関係である」としている。そのため、現業国家公務員の勤務関係を公法上の関係とはいえないとしているこの選択肢は、誤りである。

解答 11 × 判例は、「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法108条（現108条1項）が類推適用されると解するのが相当である。」としている（最判平16.7.13）。

解答 12 × 判例は、「自作農創設特別措置法……の規定に基づく買収処分により国が農地の所有権を取得した場合において、登記の欠缺を主張するにつき正当の利益を有する第三者に対し、その所有権の取得を主張し対抗するためには、民法第177条の規定により、その旨の登記を経ることを要する……。」としている（最判昭39.11.19）。したがって、本肢の場合、当該第三者は、当該土地所有権の取得を国に対抗することができる。